

付 1 漢字の字体・字形に関する Q & A（案）

1. 基本的な事項に関する問い

(1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について

〈1〉 学校で教わった漢字の形と新聞や本で見る漢字の形が違っていることがあります。どちらが正しいのですか。【手書き文字字形と印刷文字字形の違い】

A どちらも正しい形です。学校で教わった手書きの文字の形と印刷された文字の形には、表し方にそれぞれ独自の特徴や習慣があるため、違いが見られることがあるのです。

学校では、手書き（筆写）の楷書を中心に学びます。楷書は、文字を崩さず、一点一画をきちんと書く書き方です。小学校の教科書では、主に教科書体と呼ばれる印刷文字が使われていますが、教科書体は児童生徒が漢字を書くときの参考になるよう、基本的に筆写の楷書の習慣に倣って作られています。

永 糸 (筆写の楷書) 永 糸 (教科書体)

一方、ほとんどの新聞や書籍では、明朝体という印刷文字が使われています。縦の線（縦画）を太く、横の線（横画）を細く表現し、横画のつめ（終筆）には、ウロコなどと呼ばれるはね上げたような三角形の形が付きます。明朝体は、今日の日本で、最も多く使われている印刷文字であり、この指針の文字も主に明朝体を使って書かれています。

永 糸 (明朝体) 十

縦画を太く、横画を細く表現

ウロコ

印刷が始まったばかりの頃には、木の板に文字を彫り、それを基に印刷物が刷られていました。この板を「木版」と言います。当初、木版は筆写の楷書の形で彫られていましたが、微妙な曲線などを再現するのには時間が掛かりました。スピードと効率が追求された結果、より彫りやすく、分業して作業しやすい形として生まれたのが明朝体です。その後、明朝体は専ら読まれるためのものとして発展し、現在に至ります。明朝体の形と、手書き文字や手書き文字を基にして作られた教科書体などの形とが違うのはそのためです。

〈2〉 情報機器の発達によって、ふだんの生活の中で文字を手書きする機会が減っており、今後も更に少なくなっていくと考えられます。そうした時代に手書き文字の字形の指針がどうして必要なのでしょう。【字体・字形に関する指針の必要性】

A 手書きには様々な利点、価値があり、手書きの機会が減っているからこそ、これからも自信を持って書くための指針が必要であると考えます。

平成22年に文化審議会が答申した「改定常用漢字表」には、「漢字を手書きすることの重要性」として、手書きすることが漢字の習得には重要で、それによって得た能力は、情報機器を使って変換候補を選ぶ際などにも役立つものとして位置付けています。

また、平成26年度（27年1～2月調査）の「国語に関する世論調査」では、9割を超える人々が、文字を手書きする習慣は、これからの時代においても「大切にすべきである」と考えているという結果が出ています。

手書き文字には、その文字を書く人の個性、気持ちの表れや、わざわざ手間を掛けることへの有り難みといった、印刷文字にはない価値がたくさんあります。

情報機器が発達した現在でも、契約書に署名したり、クレジットカードを使うときにサインしたりする場合は、手書きすることが求められます。伝言や覚書のためのメモも、手書きが便利でしょう。

こうした状況を考えれば、手書きする機会が減っている今こそ、人々がこれらからも自信を持って文字の手書きができるよう、その助けになるような指針が必要とされていると言えるのではないのでしょうか。

〈3〉手書き文字の字形と印刷文字の字形とは一致させるべきではないのでしょうか。【手書き文字と印刷文字の違い】

A 無理に一致させるとかえって混乱が生じてしまうおそれがあります。手書き文字の字形が印刷文字の字形と異なる場合があるのを、知っておくことが大切です。

手書き文字（筆写の楷書）と代表的な印刷文字である明朝体の形は、それほど極端に懸け離れているわけではありません。文字の骨組み（字体→〈5〉参照）に注目すれば、おおむね一致しています。昭和24年の「当用漢字字体表」の「まえがき」には「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。戦後の国語施策では、漢字表の範囲で両者の字体の一致を実現してきたとも言えるのです。

しかし、自然な手の動きが基本になっている手書き文字と、印刷したときの見やすさやバランスを重視した印刷文字とは、字形の細かいところではどうしても一致しない部分が出てきます。それを無理に一致させようとする、長い間用いられてきた印刷文字のデザインや手書き文字の習慣を変える必要が生じるなど、かえって混乱をもたらすことになりかねません。

そのため、当用漢字字体表でも「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」とし、点画の細部に関わるような字形の問題については、手書き文字の習慣を妨げることがないように手当てが行われました。

その考え方は、常用漢字表においても引き継がれています。手書きには手書きの、印刷文字

には印刷文字の表し方の習慣があり、それぞれが理解されることが望めます。

なお、情報機器の普及によって、小さな子供でも印刷文字の字形を見ることが多くなっています。漢字を習得していく段階においても、それぞれの違い、特徴についての分かりやすい説明が、以前に増して必要となっているとも言えるでしょう。

〈4〉この指針に書いてあることは、常用漢字表にはない漢字についても当てはまると考えていいのでしょうか。【表外漢字の扱い】

A 手書き文字と印刷文字との関係や、共通する形については、同じ考え方ができる場合があります。手掛かりとして参考にしてください。

この指針は常用漢字表の範囲を対象としていますが、その考え方は、常用漢字表にない漢字（表外漢字）を書く場合にも手掛かりになると考えます。

第2章「明朝体と筆写の楷書との関係について」では、常用漢字表で掲げている印刷字体（通用字体 → 〈7〉）を具体的に示し、形の上で共通する部分を持っている漢字ごとに、それらを手書きするときのいろいろな書き方について説明しています。形の上で共通する部分を持つ表外漢字を書く場合にも、この説明が参考になると思います。

(2) 字体、字形、書体、字種などの用語について

〈5〉漢字の「字体」、「字形」とは、それぞれ、どのようなもので、両者にはどのような違いがあるのですか。常用漢字表の考え方を説明してください。【字体・字形】

A 文字を文字として成り立たせている骨組みが字体です。それを実際に文字として記したときの形状を字形と言います。同じ字体に基づいて書かれても、実際に現れる字形は様々です。

100人の人が、同じ漢字を手書きすると、書く人それぞれの癖や筆の勢いなどによって、100通りの形が出現します。例えば、「学」と書くとき、上の三つの点を打つ位置は人により微妙に違います。4画目と5画目をしっかり付ける人もいれば、離して書く人もいるでしょう。筆で書くか鉛筆を使うかでも、形は変わってきます。印刷した場合も、横画のとめ（終筆）にウロコ（→ 〈1〉）という飾りが付く明朝体と、全ての線が均一に近い太さにデザインされたゴシック体では、だいぶ印象が異なります。これら一つ一つの字の形が「字形」です。字形は、手書き文字の数だけ、印刷文字の種類だけ、存在するとも言えるでしょう。

しかし、ボールペンでさっとメモ書きされた「学」も、明朝体で黒々と印字された「学」も、同じ字として認識されます。それぞれの形（字形）に違いがあっても、同じ漢字であると読み取れるのは、それら全ての形に、同じ骨組みが共通して備わっているからなのです。これが常用漢字表の考え方で、この骨組みのことを「字体」と呼んでいます。「学」の上の三つの点の位置が多少違っていても、骨組みは崩れていない（同じ字体を備えている）とみなされます。しかし、もし、「学」の上の点の一つしか書かなかつたら、「字」という形になってしまいます。「学」と「字」とは、字形は似ていますが、字体を異にする、別の意味、別の読み方を持った

漢字です。

言い換えれば、同じ文字として様々に肉付けされた無数の形のそれぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴が「骨組み」＝「字体」です。字体は、その字であることを満たす上での形状に関する条件であり、実際に目に見える文字の形（字形）を背後で支えているものとも言えるでしょう。

字体そのものは実際に目に見える形にすることはできません。書き表そうとした途端に、ある一つの具体的な形（字形）を持った文字になってしまいます。字体は、字体そのままでは具体的な形として書き表すことができないのです。このような性質から、字体は抽象的な概念である、と言われることもあります。

字体は文字を見分け、判別する際の基準であり、書かれた又は印刷された字形が、文字として社会的に通用するかどうかの基準ともなります。ですから、字体は、同じ漢字を用いる社会全体で共有されているのが望ましいでしょう。情報を伝える人と受け取る人とが同じ字体を共有していれば、情報の伝達は円滑に行われることになります。書き手の個性や、字のうまい・へた、筆記用具などにより、字形は千差万別であっても、字体が共有されていれば情報交換が可能です。

〈6〉常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「字種2,136を掲げ」とありますが、この「字種」とはどういうことでしょうか。【字種】

A 同じ読み方、同じ意味で使われる漢字の集まり（グループ）を指す常用漢字表の用語です。「種」と言っても、漢字、平仮名、片仮名といった意味ではありません。

「桜」は古くは「櫻」と書かれました。どちらも、訓読みでは「さくら」、音読みでは「オウ」と読まれ、同じ植物を指して使われる漢字です。この「桜」と「櫻」のような関係を同じ字種である、と言います。同様のものに「国」と「國」、「学」と「學」、「竜」と「龍」などがあります。これらは、語句や文章を書き表す際に、文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきました。

一般的には、「桜」と「櫻」は同じ字だ。」などと言い、わざわざ「字種」という言葉が持ち出されることは少ないでしょう。しかし、常用漢字表では、字体（→〈5〉）の異なりに着目した場合には、「桜」と「櫻」とを別の字として扱うので、「字」と「字種」という用語が使い分けられています。

現在、ふだんは、「桜」「国」「学」「竜」など、常用漢字として採用されている字の方が用いられることが多いものの、旧字体などと呼ばれる「櫻」「國」「學」「龍」の方も、人の名前や団体名などに用いられたり、デザインとして使われたりするなど、日常生活で目にすることがあります。

〈7〉常用漢字表の「通用字体」とは、どういうものですか。【通用字体】

A 現在、最も広く使われていて、今後も使われることが望まれる字体であるとともに、常用漢字表が採用している字体のことを言います。

通用字体は、一般の社会生活において現代の国語を書き表す際に最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体と位置付け、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し、漢字を使用する際に用いるべき字体の目安としているものです。

戦後すぐ、当用漢字字体表が作成された際には、漢字を読みやすく書きやすいものにするために、点画を整理したり、略体を採用したりし、印刷字体と筆写の字体をできるだけ近付けようと考えられました（→〈3〉）。新字体などとも言われたこの字体は、次第に社会に受け入れられ定着し、昭和56年の常用漢字表にも受け継がれ、通用字体と呼ばれるようになりました。

しかし、常用漢字表以外の漢字（表外漢字 →〈4〉）の字体については、長く取決めがなかったため、次第に、書籍に用いられる字体と情報機器に搭載された文字の字体とが食い違うなどの混乱が生じるようになります。その状況を解決するために、当時の国語審議会が、社会で用いられている印刷文字において、それぞれの表外漢字がどのような字体で用いられているのかを広く調査した上で、平成12年に「表外漢字字体表」を答申します。これは、表外漢字における印刷文字の標準字体を定めたもので、実態の調査に基づき、当用漢字以前に使われていた字体（いわゆる康熙字典体 →〈8〉）が主に選ばれました。

平成22年に常用漢字表が改定された際にも、原則として「表外漢字字体表」の印刷標準字体が採用されました。このときにも、改めて実際の印刷文字の使用状況について広く調査を行い、主に表外漢字字体表の字体が世の中で用いられていることが分かりました。形だけ見ると、既に常用漢字表に入っていた字と追加字とで不整合な部分がありますが、「社会生活において最も広く用いられている字体」という意味では、こちらも通用字体と呼ぶのにふさわしいと考えます。

なお、(2)①で説明したとおり、本来、字体は具体的に書き表すことができません。そのため、常用漢字表は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて、「印刷文字における現代の通用字体」を示しています。常用漢字表の採用した字体を有する明朝体の一種が例として示されている、ということです。

〈8〉常用漢字表に示されている「いわゆる^{こうき}康熙字典体」とは、どのようなものですか。旧字体とは違うのですか。【いわゆる康熙字典体】

A 中国の「康熙字典」で用いられている字体で、日本では、おおむねこれに基づいて活字を作っていました。旧字体とも言われますが、康熙字典体ではない旧字体もあります。

「康熙字典」とは、18世紀の初めに清の康熙帝の勅命によって^{さん}編纂された漢字字典で、5万弱の文字が214の部首に分類され収められています。「康熙字典」が刊行された後は、そこに掲げられた字体・字形が活字を作る際の規範となり、日本でも戦前の明朝体活字の設計はおおむねこれによっていました。

その後、昭和24年に、字体の簡易化や統合を図った「当用漢字字体表」が内閣告示として公布されて以降、現在の常用漢字表に掲げられた字体が現代の社会生活における目安として通用しています。

常用漢字表では、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すため」（表の見方及

び使い方)、362の字種で「康熙字典体」を示しています。(「弁」には3通りが示されているため、合計では計364。)

〈6〉で「字種」について説明した際に例に挙げた「櫻」「國」「學」「龍」が康熙字典体です。これらの漢字以外にも、筆写の楷書等で用いられてきた伝統的な字体・字形などが含まれると考える場合もあります。そのため、康熙字典体と旧字体とは完全に一致するものではありません。

また、実際の「康熙字典」の見出し字の字体には、部首の間で同じづくりでも字体に不統一があったり、明治時代以降に康熙字典体と呼び習わされてきたもののうち、実際の「康熙字典」の見出しの字体とは違ってるものがあつたりするなどの事情もあつて、「いわゆる康熙字典体」という言い方がされています。

〈9〉常用漢字表では「書体」という用語をどのような意味で使っているのですか。【書体】

A 漢字に施される、形に関する特徴や様式の体系のことを言います。印刷文字には、明朝体、ゴシック体などが、歴史的には、篆書、隸書、草書、行書、楷書などの書体があります。

文字の骨組みである字体は一定の形を持ちません。骨組みに肉付けされ、具体的に目に見えるように表された文字の形状が字形であると述べました(→〈5〉)。そのように印刷されたり、手書きされたりした文字の字形は、何らかの書体に属するものとして分類できます。

印刷された文字をよく見ると、それぞれの文字の形は異なっていますが、全ての文字に共通する特徴や傾向があることが分かります。情報機器を使って書類を作ったりレポートを書いたりするときには、何かしらの印刷文字を用いることになるでしょう。情報機器には、明朝体、ゴシック体、教科書体など、何種類かの印刷文字が搭載されていることがあります。例えば、明朝体では、どの文字も縦画が太く、横画が細く、ゴシック体はどの文字も縦も横も同じ太さになっています。こうしたそれぞれの印刷文字に施された、一定の特徴や様式の体系が「書体」です。手書きをまねた印刷文字も開発され、新しい印刷書体として用いられることもあります。

天 天 天 天 天 天 天 天
明朝体 ゴシック体 教科書体 手書き風のもの

印刷文字だけでなく、筆写だけが行われていた時代から歴史的に用いられてきた篆書、隸書、草書、行書、楷書などの体系も書体と呼ばれます。こちらも、一点一画をはっきりと書くか、連続的に崩して書くかなどの特徴や様式を持っています。これらの書体を基に作られた印刷文字もあります。

𠂇 天 𠂇 天 天
篆書体 隸書体 草書体 行書体 楷書体

以上のように、文字が具体的な姿として表れる際には、何らかの書体に属するものとして分類できるというのが常用漢字表の考え方です。

〈10〉 常用漢字表に丸括弧付き（ ），角括弧付き〔 〕で示されている字体は何ですか。
常用漢字と同じように使ってもかまわないのでしょうか。【いわゆる康熙字典体，許容
字体の扱い】

A 丸括弧は「康熙字典体」，角括弧は「許容字体」を示しています。示している意味合
いが異なるため，違う形の括弧を使っています。

丸括弧付きで示されているのは「康熙字典体」です。（→〈8〉）これは，常用漢字表が採用
している字体ではありません。「明治以来行われてきた活字の字体とのつながり」を示すために
参考として添えたもの」なので，著しい差異のないものは省いています。

一般の社会生活において，広く用いられる字体とは言えませんが，常用漢字表はあくまで現
代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものですから，それぞれの専門分野での表記
習慣や，表記に関する個々人の好み・主義まで縛るものではありません。

角括弧付きで示されているのは，「許容字体」です。平成22年の常用漢字表の改定に際し
て，しんにゅうとしょくへんに関わる五つの文字（「邇」「遜」「謎」「餌」「餅」）については，
それぞれ，「亼」「食」を用いた字形を「許容字体」とし，これらを現に印刷文字として使用し
ている場合には，改める必要はないとされています。

〈11〉「異体字」とは，どういうものですか。【異体字】

A 同じ漢字として通用しても，字体が異なるものを言います。例えば，「学」と「學」はお
互いに異体字の関係にあるとも，「學」は通用字体「学」の異体字であるとも言います。

常用漢字表に「異体字」という用語は出てきませんが，「異体の関係にある同字」といった
表現が用いられています。これは，同じ字種（→〈6〉）でありながら字体の違う漢字を言う
用語です。

当用漢字字体表では，字体を選定する方針の一つとして，「異体の統合」を行いました。た
とえば，「略」は，活字には「田」が「各」の上に来ている字体もありましたが，同じ字種で
あることから「略」に統合されました。

常用漢字表でも，この方針を引継ぎ，原則として1字種につき1字体を採用しています。同
じ字種の異体字を複数取り上げて，それぞれを常用漢字の字体として認めることはしていません。

ただし，〈8〉でも説明したように，「明治以来行われてきた活字の字体とのつながり」を示す
ために「いわゆる康熙字典体が丸括弧に入れて示されています。通用字体（「学」「桜」）と康
熙字典体（「學」「櫻」）とは，お互いに異体字の関係にあると言えます。また，常用漢字表に
採用された「学」「桜」を標準的な字体と捉え，「學」「櫻」を異体字と呼ぶこともあります。

〈12〉 日常生活の中で，旧字体や異体字，略字などを使ってはいけないのですか。【旧字体，

A 個人が用いるのは自由です。ただし、円滑な意思疎通、情報交換のためには、通用字体を使うのが便利です。

常用漢字表は、現代の社会生活における漢字使用の目安であり、字体・字形に関する考え方についても同様です。日常生活において、旧字体や異体字、略字などを用いることを制限するものではありません。

ただし、誰かに何かを伝えようとする場合には、旧字体や異体字、略字などが、相手には理解されないということも起こり得ます。常用漢字表は、人々が円滑に意思疎通や情報交換ができるように使用する漢字の範囲とその音訓、字体を定めたものですから、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的で、間違いがありません。特に、不特定多数の人々を対象とする文書などでは、旧字体や異体字、略字を用いることはせずに、常用漢字表の通用字体を使用することが望ましいでしょう。公用文、教育の現場や、新聞、放送などマスコミ関係では、通用字体の使用が原則とされています。

〈13〉パソコンやタブレットなどの情報機器には、「フォント」と書いてあるところに「明朝体」「ゴシック体」などの書体が出てきます。フォントは書体のことだと考えてよいのですか。【フォントと書体】

A 本来は別の意味の言葉ですが、一般的には同じように使っても差し支えありません。

「書体」は、文字に施された一定の特徴や様式の体系のことです。言い換えると、文字に一貫して施されているデザインの体系が書体です。

一方、「フォント」は、その書体を施された、一そろいの活字（情報機器に搭載されたものを含む。）のセットを指します。元々は金属の活字に使われた言葉ですが、現在は、情報機器に搭載されている電子的な文字のセットのことをフォントと呼ぶことが多くなっています。

情報機器で明朝体の書体を使うということは、それが施されたフォントを使うということになります。書体と、それが施されたフォントとは不可分の関係で、特にワードプロセッサを使うような場合、書体といってもフォントといっても、実態としては同じものを指すことになります。

〈14〉新装又は改装された劇場などで、最初に行われる興業を言う「柿落とし」の「柿」（こけら）は、常用漢字の「柿」（かき）と字体が同じなのに、別の漢字として用いられています。これはどういうことでしょうか。【同字体の別字種について】

A 本来は別の字体ですが、JISコードとの関係で、同字体の別字種として扱われることがあります。ほかにも「芸」のように複数の字種として用いられる字体があります。

「柿」(かき)と「柿」(こけら)とは、本来、同じ字体ではありません。通常、「かき」は、つくり(右側の部分)の上部のなべぶた型の下に「巾」の形が表される5画です。「こけら」は、中央の縦画が貫く形で4画になっています。

柿 (かき) 柿 (こけら)

しかし、広く情報機器に搭載されてきたJISコードにおいては、両者を同じ区点に割り当てている(「包摂」と言います。)ため、機種やフォントによっては使い分けができない場合があります。そのために、同じ字体であると捉える考え方が生じています。なお、日本をはじめ、中国、韓国など漢字圏の国々で用いられる漢字を含んだ国際的な文字コード規格であるユニコードでは、両者が別の区点に割り当てられており、使い分けが可能です。このQ&Aの説明では、上に掲げたとおり、使い分けを行っています。

似た例として「芸」があります。「芸」(げい)は、元々「藝」と書かれていました。この字種の字体として、昭和24年内閣告示1号の当用漢字字体表に「芸」という形が示されて以降、「藝」に代わって広く用いられるようになっていきます。しかし、「芸」はそれ以前から用いられていた「芸」(うん)という漢字と同じ字体であるため、現在では、一つの字体が、二つの字種に用いられるという状況が生じています。「芸」(うん)の場合には、あえて「くさかんむり」を「++」のように書いて区別することもあります。

同字体の別字種とみなされる漢字があるのは、以上のような事情によります。

(3) 常用漢字表「(付)字体についての解説」について

〈15〉「字体についての解説」にある「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」とは、どういう場合のことを言うのでしょうか。【字体の違いにまで及ばない字形の違い】

A 字の形が違っていても、別の文字と見分けられなかったり紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別できるような場合のことを言います。

次に挙げる五つの字は、それぞれ見た目の形には違いがあるものの、全て同じ漢字であると判断されるものです。これは、それぞれの字形は違っていても、その違いが字体の違いにまで及んでいないからです。このような場合に、「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」と言います。

空 空 空 空 空

一方、次に挙げるような形は、それぞれ字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいると考えられるものです。その字形に該当する漢字の字体が確認できないものや、別の漢字の字体になっているものなどがあります。

空 空 穴 空 空

また、「輪」と「輪」や「氷」と「氷」などは、それぞれ字形が似ているものの、よく見れば異なっており、その違いから別の漢字だと判断されます。さらに、「土」と「土」、「末」と「末」のように、上下にある横画の長さが入れ替われば、別の漢字になるものがあります。こ

れらも、字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいる例です。

〈16〉「字体についての解説」の「明朝体のデザインについて」の考え方は、明朝体以外の印刷文字についても同様に当てはまるのでしょうか。【明朝体とそれ以外の印刷文字】

A ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。ただし、手書き文字を基にデザインされた印刷文字等当てはまらないものも少なくありません。

当指針指針では、印刷文字のうち、明朝体を取り上げて説明をしています。これは、日本の印刷物等において、明朝体が最も広く用いられてきたからです。印刷文字には、明朝体以外にも、幾つもの種類の書体があります。

その中には、筆写の楷書をはじめ、隸書体や行書体など、歴史的に形成されてきた各書体の特徴を表しているもの、いわゆる丸文字なども含んだ手書き文字を基に作られたものなど、明朝体とは別の書体や手書き文字の字形に近いような印刷文字があります。それらは、「明朝体のデザインについて」と同様に考えることが難しいと言えるでしょう。

一方、ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。

〈17〉「案」という漢字の場合、「字体についての解説」では、はねる書き方もとめる書き方もある「木」と2画目（「ノ」）と3画目（「一」）が接する書き方も交わる書き方もある「女」の両方の形を部分として有しています。「木」と「女」それぞれに例示された二つの字形を掛け合わせると、「案」には四つのパターンが生じることになります。そのように、部分部分の書き方を組み合わせて考えてよいのでしょうか。【いろいろな書き方の組合せ】

A そのように考えることができます。部分部分の書き方を組み合わせて考えてください。これは、ほかの全ての漢字においても同様です。

「字体についての解説」には、次のような例示があります。

木 — 木 木 女 — 女 女

「案」の字形では、「木」と「女」それぞれに示された手書き文字の字形を組み合わせた次のような例が考えられます。

案 案 案 案

実は、「案」という漢字には、ほかにも筆写の楷書ではいろいろな書き方がある構成要素を持っています。

㇏ ㇏ 安安 木 木

これらの構成要素を組み合わせると、更にいろいろな字形が生じることになります。それらはいずれも、「案」という漢字の骨組みを備えた字形として、問題のないものです。漢字の正誤を判断するような場合においては、字形にはさまざまな幅が生じ得るということを踏まえておく必要があります。

〈18〉印刷文字で「茨」と「恣」はデザイン差とされているのに、「恣」の場合には「次」の形だけを認め、「次」の形を認めないのはどうしてですか。【限定デザイン差】

A 実際に使われている漢字の字体を調査した結果、実情に即して判断されたものです。

「茨」も「恣」も、常用漢字表が平成22年に改定された際に追加された漢字です。このとき追加された漢字の字体には、その字種のうち、最も多く使われている字体を採用するという方針を採りました。実際にどのような字体が多く用いられているかを調査した結果、原則として、国語審議会が平成12年に答申した「表外漢字字体表」が示す「印刷標準字体」が用いられました。「茨」と「恣」も「印刷標準字体」が通用字体として採用されましたが、「茨」については、くさかんむりの下部が「次」と同じ形になっている印刷文字も実際に広く使われているという状況が分かりました。そのために、印刷文字としては同値とみなすこととする「特定の字種に適用されるデザイン差」とされたのです。

一方、「恣」については、上部が「次」の形になっている印刷文字がほとんどなく、「次」の形になった印刷標準字体が広く安定して用いられているという状況がありました。そこで、デザイン差を認めることはせず、安定した字体以外の印刷文字が新たに作られることによって生じる混乱を避けたのです。

〈19〉「絆」という字を手書きするとき、右の部分（つくり）は「半」の形にしてもよいのでしょうか。「絆」のように、常用漢字ではないものについて、書き方に迷ったらどうすればよいのでしょうか。【表外字の字体について】

A 常用漢字表にない字（表外漢字）についても、常用漢字の字形と共通する部分については、常用漢字と同じように書ける場合があります。

当指針では、原則として常用漢字表の範囲内の漢字だけを対象としています。したがって、表外漢字の詳しい扱いについては言及していませんが、常用漢字の書き方が参考にできる場合があります。

「絆」の印刷文字においては、右の部分の点二つについて、「ハ」のように下部が広がる形が標準的な字体とされています。しかし、手書きするときには、右の部分を「半」と同じよう

に書いて問題ありません。

半 糾

これは、歴史的な手書きの習慣とも一致する考え方です。常用漢字表にない漢字については、「糾」のように、その構成要素が常用漢字の一部をなす構成要素と共通しているものであることが分かる場合には、常用漢字と同じ字体・字形で書くことができます。

なお、活字の字形のままで書いても問題ありません。

(4) 漢字の正誤の判断について

〈20〉 常用漢字表の考え方では、漢字が正しいか誤っているかを、どのように判断するのですか。【正誤の判断基準】

A 骨組みが過不足なく読み取れ、その文字であると判別できれば、誤りとはしません。

常用漢字表では、文字の形に関しては、文字がその文字特有の字体を表しているかどうか、その文字に特有の骨組みが読み取れるかどうかを漢字の正誤の基準としています。つまり、別の文字と見分けられなかったり、紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別できるのであれば、誤りとはしない、という考え方です。

ですから、漢字の細部のとめ、はね、はらいなどが、字体の違いに影響し、文字の判別に関わってこないのであれば、その有無によって正誤を分けたりはしません。例えば、次のような漢字は、左右のどちらの字形で書かれていても問題なく、どれか一つだけを正しいとしたり、それ以外のものを誤りであるとする必要はありません。

公 公 改 改

ただし、次に示すようなものは、字形の違いによって別の文字になってしまうもので、点画の長さやとめはねの違いなどによって、正誤の問題が生じる例です。

未 末 土 士 干 于^う

そのほか、画数が変わってしまうような場合には、別の字体であると判断される場合があります。

〈21〉 常用漢字表では、漢字を書く際のとめ、はね、はらいなどについて、緩やかな考え方が示されていますが、その結果、どのような書き方をしてもいいということになってしまわないでしょうか。【緩やかな基準で問題ないか】

A どのような書き方をしてもいいということではありませんが、漢字の骨組みに影響しないような細かな違いやずれなどに、必要以上にこだわるべきではないと考えています。

どのような書き方をしてもいいということではありません。常用漢字表及び当指針が示す緩やかな考え方は、主に漢字の正誤に関する判断の基準です。正誤の判断に当たっては、とめ、はね、はらいなどの有無がその漢字の骨組みに関わらないような場合には、誤りとしないうことを求めているものです。

漢字の字体・字形に関する評価には、正誤以外にも「整っているか」「美しいか」「丁寧に書かれているか」などの観点があります。当指針は、そういった観点に基づく指導等を改めるよう求めるものではありません。また、漢字を習得する段階では、発達の段階に応じた配慮等から、ある字形を推奨し、細かな部分にまで注意しながら書くことが有効な場合もあるでしょう。

ただし、手書きすることは、身体の動きが伴った不安定な行為ですから、丁寧に書くよう努めても、筆の勢いの表れや震えなどが生じるのは自然なことです。推奨されている字形がある場合にも、それとの一致を追求する結果、見本のとおりに書かなくてはいけなそう考えたり、漢字の骨組みに関わらないような、とめ、はね、はらいなどの細かな違いや、僅かなずれなどまでに着目し、それらがあれば誤った字であると評価したりするようなことはやめましよう、というのが当指針の考え方です。

〈22〉例えば、急いでメモを取るときには、「口」を「」のように書いてしまうこともあります。そのような手書き文字についてはどのように考えればいいのでしょうか。【行書のような書き方】

A 楷書の中には、行書に近い書き方をするものがあります。「口」という文字の骨組みが認められるのであれば、誤りとするのは行き過ぎでしょう。

当指針では、筆写の楷書字形を対象としています。楷書では文字の1画1画をはっきり書く習慣がありますから、「口」を楷書で書く際には、1画ずつをはっきり書く方が望ましいでしょう。

しかし、実際の文字の運用においては、急いで書こうとするような場合など、点画が続いてしまうのは自然なことでもあります。点画が続くように書かれる文字の中には、社会生活の中で用いられることのある「行書」や「草書」などの書体によるものもあります。読む人に配慮した丁寧な書き方が望ましいことは言うまでもありませんが、次に挙げるような行書に近い書き方のものもあります。



上記のような行書に近い書き方の楷書においても、「口」という文字の骨組みを読み取ることができ、読み誤るおそれはありません。正誤の判断が必要になる場合に、このような字を誤りであるとするのは行き過ぎでしょう。

なお、メモに書かれる「口」が「○」のように見えるような場合があります。書く人自身のためのメモとして本人だけが読み取ればいい場合や、友達同士の手紙のやりとり用いるような場合であればかまわないとも言えますが、公的な場面では、他者との情報交換に用いるのは望ましくありません。また、「○」からは「口」の骨組みは読み取りにくいいため、正誤の判断という点でも問題があると考えられます。

〈23〉 6, 7 歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ・はね・接し方が「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に指導すべきなのでしょうか。【発達段階への配慮】

A より整った字形を書くよう指導することは大切ですが、正誤の判断については、緩やかに評価されることが望まれます。

当指針の狙いの一つに、「字体についての解説」の考え方を、国語に関する基本的な知識として教育関係者に理解していただくことがあります。

学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねるとするのが常用漢字表の考え方です。したがって、必ずしも当指針の考え方をそのまま学校教育に反映することを求めるものではありません。漢字の指導に際しても、児童生徒の発達段階に応じた配慮や工夫が行われるのは当然のことでしょう。重要なのは、当指針の考え方が理解された上で、そのような指導が行われているかどうかという点です。

ただし、漢字の正誤については、当指針の考え方のとおり、書かれた漢字がその漢字として備えておくべき骨組みを過不足なく備えているかどうかによって判断されるのが望ましいでしょう。書かれた漢字の点画のとめ、はね、接し方等が、その漢字の字体の判別に関わらないような場合には正解とした上で、より整った字形を示すために添削するというのも一案であると考えられます。

〈24〉 子供が小学校の漢字書き取りのテストで、「字体についての解説」では認められている形の字を書いたのに不正解にされました。本来であれば、正答として認めるべきではないでしょうか。【学校のテスト等との関係】

A 「児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること」とされています。

学校教育においては、指導と評価を一体化させることが求められます。漢字を習得する段階では、児童生徒の発達段階に応じた指導が行われていますから、その指導の内容と一致した評価が行われる場合もあると考えられます。

ただし、今後、当指針の考え方が周知されていけば、漢字の字体・字形に関する正誤の判断に当たっては、「字体についての解説」の考え方が基準となっていくことが期待されます。

実際、常用漢字表に関連する教育上の措置の一つと言える「小学校学習指導要領解説 国語編」（文部科学省 平成20年6月）には、次のような記述があります。

（ウ）〔指針注：「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」との学習指導要領の記述〕は、漢字の標準的な字体の^よ拠り所を示している。漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常

用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異，活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。

また，平成２２年に常用漢字表が内閣告示として実施されるのと同時に示された，文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について」（２２文科初第１２５５号 平成２２年１１月３０日）の「２ 学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」には，次のような記述があります。

なお，改定後の常用漢字表においても，「（付）字体についての解説」の「第１ 明朝体のデザインについて」や「第２ 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ，児童生徒が書いた漢字の評価については，指導した字形以外の字形であっても，指導の場面や状況を踏まえつつ，柔軟に評価すること。

こういった点を踏まえた指導と評価が行われることが期待されます。その漢字として備えておくべき骨組みを過不足なく持っている字であれば，不正解とはせず，より整った字形を示すために添削するというのも一案であると考えられます。

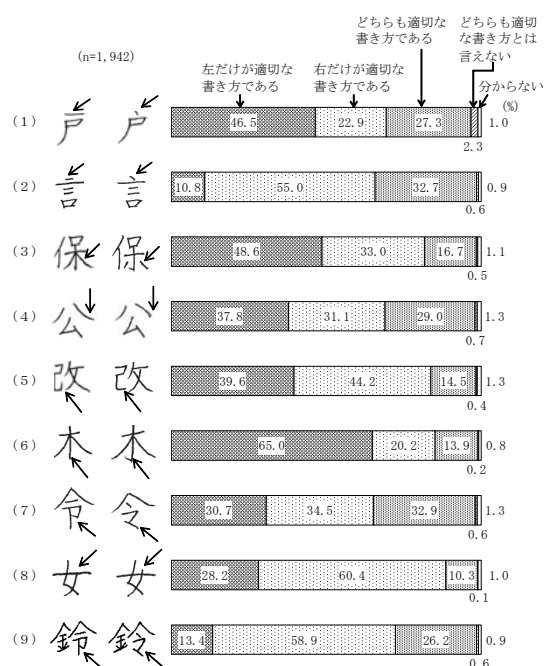
なお，学習指導要領で用いられている「字体」という用語は，「漢字の形」といった意味で用いられており，当指針が言うところの「字体」とは異なっていると考えられます。上記の文部科学大臣政務官通知にある「指導した字形以外の字形であっても，指導の場面や状況を踏まえつつ，柔軟に評価する」という表現からすれば，学習指導要領の「字体」は，当指針の「字形」と同様の意味で用いられていると推察されます。

〈25〉入学試験や採用試験などの漢字の書き取り問題では，常用漢字表と同じような考え方に基づいた採点が行われているのでしょうか。そうでないのだとしたら，そのようにすべきだと思うのですが。【入学・採用試験等における字体・字形の扱い】

A 独自の採点基準を公開しているのでなければ，常用漢字表の考え方に基づいた評価が行われることが必要です。

不特定多数の人が受験する入学試験や採用試験での漢字の書き取り問題については，その採点基準までが詳細に公開されることはまれです。採点に当たって，何をその正誤の判断の根拠としているのかは，これまで明確にされてこなかったとも言えるでしょう。

平成２６年度の「国語に関する世論調査」では，常用漢字表で筆写の楷書ではどちらで書いてもよいものとして例示されているものを中心に，漢字の字形を二つずつ，九つの漢字について示し，ど



ちらを適切と考えているかを尋ねました。その結果からは、人々の字体・字形の意識に、かなりのばらつきや偏りがあることがうかがえます。

仮に、入学試験や採用試験において、右のグラフに挙げられた字形の一方だけを正解としているようなことがあれば、国が漢字使用の目安として示してきた考え方とは異なった基準で採点が行われていることになります。

常用漢字表は、学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねることとしています。この、教育上の措置の一つとして、〈24〉でも引用した文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」（22文科初第1255号 平成22年11月30日）があります。この通知を踏まえ、大学入試に関連しては、平成22年12月8日の各国公立私立大学長（大学院大学を除く）・独立行政法人大学入試センター理事長宛て文部科学大臣政務官通知「大学入学者選抜における常用漢字表の取扱いについて（通知）」が発出され、その「記2」には次の記述があります。

入学者選抜において、受験者が書く漢字を評価する場合には、前記通知（指針注：22文科初第1255号）記2「学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」のなお書き（指針注：児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること）を十分に踏まえ、適切に行うこと。

不特定多数の人が受験する入学試験や採用試験については、あらかじめ採点の基準を詳細に公開できるような場合を除いて、常用漢字表の「字体についての解説」及び当指針の考え方に沿った評価が行われる必要があるでしょう。

〈26〉「字体についての解説」には、「僅」「葛」などを手書きする際には、「僅」「葛」のように、印刷文字と違う字体で書くことがあるという説明があります。印刷文字についても、「僅」「葛」のような字を使っているのでしょうか。【手書きの習慣を印刷文字に及ぼせるか】

A 印刷文字においては、常用漢字表に示された通用字体を用いることが望ましいでしょう。

常用漢字表に示された各字種の字体は「印刷文字における現代の通用字体」です。手書きの習慣においては、通用字体と違う字体を用いることがある漢字もありますが、その字体を印刷文字として用いることは、常用漢字表の意図するところではありません。

常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「4 字体は文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。」とあります。常用漢字表に掲出された各字種の字体は、一義的には印刷文字における通用字体として用いられているものです。平成22年に追加された漢字の一部を除けば、印刷文字の字体と手書き文字の字体は一致していますが、「僅」や「葛」のように、手書きでは別の字体で書くことのある漢字については、その字体は原則として手書きの際にのみ用いるものであって、それに基づいた印刷文字を作ることの勧めものではありません。ただし、手書きの楷書を基に作られる教科書体などの印刷文字では、手書きの習慣のとおり「僅」「葛」の形が用いられても問題は

なく、実際にこの形を採用している教科書もあります。

また、情報機器によっては、明朝体においても「僅」「葛」のような形しか表示されないことがあります。このような場合にはその文字を用いることもできます。上記「表の見方及び使い方」の「付 情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の通用字体とは異なる字体（通用字体の「頰・賭・剥」に対する「頰・賭・剥」など）を使用することは差し支えない、とあるとおりです。

〈27〉書道関係の本を見ると、常用漢字表の通用字体とは形の違う楷書の文字がいわゆる「書写体」又は「筆写体」などとして示されていることがあります。そのような字を使うことについて、どのように考えればいいのでしょうか。【いわゆる書写体、筆写体の扱い】

いわゆる書写体又は筆写体と呼ばれる手書きの楷書の字体には、常用漢字表の通用字体とは重ならないものがあります。社会生活の中で共有される字体が安定するまでには、それぞれの字にいろいろな書き方があり、現代においても、特に芸術の分野などにおける手書きの習慣として残っている字体があります。例えば、次のようなものが挙げられます。

起-起 美-美 麗-麗

上記のいわゆる書写体や筆写体については、当指針の対象とされていませんが、このような字体を個々人が用いることを制限するものではありません。ただし、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的で、間違いがありません。このように歴史的に培われてきた個々の漢字における字体や字形のバリエーションは尊重されるべきですが、一般の社会生活における漢字使用の目安とは別の観点によるものです。

〈28〉ある窓口で書類に自分の氏名を記入したところ、印刷された明朝体の文字を示されて、この形のとおり書き直してくださいと言われました。ふだんは、問題になることはないのですが、活字のとおり書かなくてはいけないのでしょうか。【活字どおり書くべきか】

A 本来は、手書きの文字を印刷文字の字形のとおり書く必要はありません。

明朝体に代表される印刷文字は、手書き文字と別々に発展してきました。明朝体は、読まれることを目的として発展してきた書体であり、手書き文字の字形とは異なった印刷文字特有のデザインが施されている場合があります。微細な違いには気付かないことも多く、ふだんは余り問題にならないのですが、見た目に比較的大きな違いが表れる「令」「心」等の漢字については、どちらかが正しいといった意識につながりやすく、窓口などで問題にされることもあるようです。

印刷が始まった頃は、木を彫って版を作っていました。これを木版印刷と言います。当初は筆写の楷書に倣った字を版木に彫っていましたが、筆で書かれた端正な楷書体を版木に再現するのは手間と時間が掛かりました。印刷物が量産されるようになると、手間と時間を省くた

めに、曲線などをなるべく少なくした直線的で彫りやすい文字で版が作られるようになります。また、彫りの分業が可能になるように、微妙な角度を付けた点画をなるべく少なくし縦画と横画とを直角に交差させるとともに、正方形に収まる形にするような単純化が図られました。さらに、縦画は太く横画は細くし、横画の終筆部分には三角形のウロコとよばれる形を付けるなど、次第に筆写の楷書の形から離れ、読まれることに特化したデザインとして、現在の明朝体に近付いていったのです。

したがって、同じ文字であっても、筆写の楷書と明朝体とでは、その表し方にそれぞれの習慣があり、字形に違いが生じる場合があります。手書きの字形と印刷文字の字形の間の違いは、表し方の習慣の違いであり、どちらかにそろえる必要はありません。

〈29〉私は市役所に勤めています。今度、市民課に異動することになりました。手書き文字と印刷文字の違いに関して、窓口でよく問題になる漢字があったら教えてください。
【窓口業務で問題になりやすい字】

A ヒアリングやアンケート調査で、「令」「鈴」「家」「保」「心」「衣」「子」「八」「北」などのほかに、次に挙げるような常用漢字が特に問題になりやすいことが分かりました。

麗	麗 麗	上部の点を縦に打つか、斜めに打つか、など。
花	花 花	匕の部分の横画がしと接触するだけか、突き抜けるか、など。
真	真 真	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
久	久 久	3画目の始筆が2画目の上部に付くか、途中に付くか、など。
西	西 西 西	3画目の終筆をはねるか、はねないか、2、3画目を、垂直に下ろすか、など。
牙	牙 牙	「芽」の下部分のように5画で書いてよいか、など。
塚	塚	最終画の始筆の位置に関する点、など。
均	均 均	勺の中の1画目は、横画か、斜めの点か、など。
直	直 直	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
美	美	6画目と7画目の長短に関する点、など。
幸	幸 幸	6画目と7画目の長短に関する点、など。
奏	奏 奏	「天」か「夭」か、など。
邦	邦 邦 邦	左部分の横画の方向に関する点、など。
言	言 言 言	1画目の点の方向に関する点、など。
松	松	「公」の筆押さえの表現に関する点、など。

2. 具体的な事項に関する問い

(1) 問題になることの多い漢字

〈30〉「木」という漢字の真ん中の縦画の最後を、はねるように書いたら誤りなのでしょうか。「きへん」の場合についても教えてください。【「木」・きへん等】

A どちらで書いても問題ありません。

「字体についての解説」にも、両方の書き方がることが下記のように例示されています。これは、「きへん」の場合も同様に考えられます。

木 — 木 木

漢字の習得の段階では、「木」や「きへん」の付いた漢字について、はねのない字形が規範として示されることが多く、はねたら誤りであると考えている人も少なくないようですが、筆写の楷書では、はねる形で書く方が自然であるという考え方もあります。

学習者の発達の段階に応じた、教育的、芸術的な観点等から、一方の書き方で指導する場合にも、本来は、どちらも問題がない書き方であるということ、また、はねの有無は正誤の基準にならないということをしっかりと踏まえておくことが望ましいでしょう。

同様に考えられる漢字には次のような例があります。

机 机 積 積 牧 牧 少 少
糸 糸 絹 絹 遠 遠 示 示

〈31〉私はいつも「絵」などの「いとへん」の下部分を点三つで書いているのですが子供にその字は間違っていると言われました。点を三つを並べるような書き方をしてはいけないのでしょうか。【いとへんの下部の書き方】

A 点を三つ並べるような書き方をしても問題ありません。

「字体についての解説」にもこの書き方が下記のように例示されています。ただし、「糸」を単独で書いたり、「緊」のような位置に書く際には不自然な書き方になってしまいます。

糸 — 糸 糸

いとへんの下部分について点を三つ並べるような書き方は、行書に近い楷書の習慣として定着してきたものです。「糸」の形で書く場合とは書き順が変わることなどを考慮して、学習者の発達の段階に応じた、教育的な観点等からこのような書き方をしないよう指導する際にも、正誤の判断が求められるような場合には、本来は、問題のない書き方であるということを踏まえておくことが望ましいでしょう。

〈32〉「右」の「口」は左上の部分に接触するように書くべきでしょうか。それとも離して書くべきでしょうか。【接触の有無】

A どちらでもかまいません。

右 右

小学校で用いられている各社の教科書に用いられている「右」を見比べても、左上の部分に接触しているものと、していないものとの両方が見られます。どちらの書き方をしても全く問題ありません。正誤等の評価が必要な場合に、こういった微細な接触の有無を基準にすることは、行き過ぎであると考えられます。

同様に考えられる漢字には次のような例があります。ここに挙げた例はほんの一部であり、他の漢字においても、不自然である場合を除いて、接触の有無は正誤の基準になりません。

又 又 文 文 無 無 垂 垂
病 病 究 究 石 石 立 立 立

〈33〉私の名前には「保」という漢字が使われています。先日、住民票をとったところ、にんべんに「口」＋「ホ」の形の「保」ではなく、「口」＋「木」の「保」という形で印刷されてきました。窓口の人は、これは同じ漢字であるというのですが、本当でしょうか。【木かホか】

A 同じ漢字です。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。

保 - 保 保

これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、手書きの際には「ホ」の形で書くことがあります。明朝体では「木」で表されるのが普通です。

片仮名の「ホ」がこの漢字の一部をとって生まれたことから分かるように、筆写の楷書では「口」＋「ホ」の「保」の形で書くことも多かったのですが、現在の印刷文字においては「口」＋「木」の形の「保」、また、小学校で学習する字形も「保」になっています。しかし、手で書く際には、どちらで書いても全く問題ありません。「葉」を「葉」と書いたり、「果」を「果」と書くのも同様です。「楽」「親」「探」「巢」などについても、同様に考えることができます。

〈34〉私の名前は「令子」と言います。ある金融機関の窓口で記名した際に「令」を小学校で習った形（「令」）で書いたら、明朝体の形に書き直すように言われました。そう

する必要があったのでしょうか。また、「鈴」、「冷」、「齡」など、ほかの常用漢字や「伶」「怜」「玲」などの表外漢字の場合も同じように考えていいのでしょうか。【「令」、「鈴」等】

A 本来、書き直す必要はありません。

「字体についての解説」にもこの書き方が例示されています。これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、筆写の楷書によく見られる「令」と明朝体の「令」との間には字形の差があるものの同じ字体であり、別の字ではありません。なお「令」のように手書きしてもかまいません。

また、質問のとおり、小学校ではこの漢字を「令」の形で学習しています。小学校で学んだ字形が、社会で否定されるというのはおかしい話です。これは「令」の形が漢字の一部になっているほかの常用漢字「鈴」「冷」「齡」などでも同様です。また、「伶」「怜」「玲」などの表外漢字についても同じように考えることができるでしょう。

〈35〉「女」という漢字の2画目は、3画目の横画よりも上には出ない形で書くようにと学校で習ったのですが、その書き方を間違いだという人もいます。どちらが正しいのでしょうか。【「女」の「一」と「ノ」の関係】

A どちらで書いても問題ありません。

「字体についての解説」にも、両方の書き方がることが下記のように例示されています。これは、「おんなへん」の場合も同様に考えられます。

女 - 女 女

現在の小学校の教科書には、全て、2画目を3画目の横画よりも少し上に出す形の字形が示されています。しかし、小学校国語の教科書を戦後すぐまで遡って調べていくと、昭和50年代の初め頃まではどちらの形も見受けられますから、世代ごとに見慣れている字形の方を正しいと考える傾向があるのかもしれない。



また、明朝体を初めとする印刷文字では、出ない形が一般的です。一般の社会では印刷文字に触れる機会の方が多いため、印刷文字のように出ない形の方が正しいと考えている人もいます。これは、出ていると出ていなくてもよいものです。この違いによって、ほかの漢字に見えたり、字として読み取れないということはありませんから、漢字の正誤の基準になりません。

ただし、「工」と「土」、「矢」と「失」のように、縦画と横画が接するだけか、交差するかという字形の違いが字体の違いにまで及び、別の漢字とみなされるような場合があります。このようなものについては、しっかり書き分ける必要があります。

〈36〉「吉」という字の上の部分「土」と書いてあるのを見ることがありますが、これは「吉」とは別の字でしょうか。また、「喜」という字の「土」を「土」と書いたり、「寺」の「土」を「土」と書いたりする文字を見ることがあります。そういう字は、誤りと考えていいのでしょうか。【「土」と「土」】

A 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるものの一つであると考えられます。ただし、「吉」については、戸籍などで使い分けが行われる場合もあります。

「吉」という字の上の部分「土」と書いてあるものは、長く「吉」と同じ字として用いられてきました。従来、明朝体においては、「土」＋「口」の形が一般的でしたが、手書きの楷では「土」＋「口」の形で「吉」のように書くことが多かった漢字です。したがって、例えば、「大吉」「大安吉日」といった、一般の用語を手書きする場合には、「土」の形だけでなく「土」の形が用いられることがあります。これは、誤りではありません。

ただし、この漢字は人名や地名に使われていることが多く、そのような場合には「土」と「土」のいずれかが正しいと考えられる傾向があります。実際、戸籍行政においては、「土」型と「土」型が別字として扱われています。

なお、「喜」「寺」など、「土」や「土」の形が、漢字の一部になっている場合、それが入れ替わっていたとしても別の漢字に見誤られることがなければ、誤りであるとまで断じることはできないでしょう。

〈37〉「改」という漢字の「己」の最後は、印刷文字でははねていますが、学校でははねないと教わりました。どちらが正しいのでしょうか。【「改」】

A どちらで書いても問題ありません。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。

改－改改改

伝統的に、筆写の楷書では、明朝体のようにはねる形で書くことは少ないのですが、戦後の教科書には、はねる形が示されていたものがありました。また、はねる形ととめる形だけでなく、3画目を右上方向に折ってはねるように書かれることもあります。これらは、いずれも誤りではありません。

〈38〉「登」と「発」では、はつがしらの上部を離して書くか、接触するように書くかがそれぞれ決まっていて、違う書き方をすると教わった記憶があります。使い分けが必要ですか。【はつがしら】

A 使い分けの必要はありません。また、どちらの字をどちらの書き方で書いても問題ありません。

明朝体や教科書体など、印刷文字によっては、「はつがしら」の上部が接触していたり離れていたりとすることがあります。



これは、飽くまでも印刷文字のデザイン差に類するものであり、筆写の際にはどちらの書き方をしてもよく、気にする必要ありません。「登」と「発」とで使い分けるような必要もありません。どちらも正しい書き方です。

〈39〉「園」や「遠」という漢字の「袁」と「猿」という漢字の「袁」では、下部の表し方が違っていることがあります。これは使い分ける必要があるのでしょうか。【「袁」のため、はね、はらい】

A 狭いところではとめ、余裕のある場合にははねる傾向がありますが、どちらの書き方をしても誤りではなく、使い分ける必要もありません。



「園」「遠」「猿」ともに、下部の縦画については、とめて書いても、はねて書いてもその文字の字体としては問題はなく、正誤の判断を左右する問題にはなりません。また、「袁」の最終画についても、とめて書いても、はらって書いても構いません。

慣用として、「園」や「遠」のように、狭いところに「袁」の形がある場合には、下部の縦画をとめている場合が多く、「猿」のように、比較的広いところにある場合には、はねたりはらったりしているという傾向があります。しかし、いずれの書き方をしても正誤の判断には関係しません。これは、「環」「還」などでも同様です。

〈40〉「奏」という漢字の最後の部分を「夭」で書いたら誤りでしょうか。【「奏」】

A 誤りとは言えません。

「奏」の下部には「夭」のような部分があり、上の横画よりも、下の方を長く書くのが一般的です。しかし、現代の慣用では、「夭」という字は上を長くするように書く傾向があります。

「奏」では、逆になるなどの理由から「夭」の形に思えず、「夭」であると考えの人が少なくようです。また、「奏」を「夭」の形で書いた例は戦前からあり、昭和10年頃に用いられた文部省活字のほか、戦後に編まれた漢和辞典にも、「夭」の形を採用しているものがあります。

「夭」の形で書くと、この部分の1画目は、右から左にはらうことになりませんが、それによって字体の枠組みから外れてしまうことはありませんから、誤りであるとまで考えるのは行き

過ぎでしょう。

また、「天」という字だけをとってみれば、上の横画を長く書くことも多いですから、「奏」が上の長い「天」の形で書かれることがあっても誤りとは言えないでしょう。

〈41〉「者」や「都」という漢字には「日」の上に点がないのに、「箸」や「賭」には点があるのはどうしてですか。また、それを使い分ける必要があるのですか。【点の有無】

A 「箸」と「賭」は、平成22年の常用漢字表の改定の際、康熙字典体が採用されました。印刷文字では、点の有無を使い分けますが、手書きでは、点を打たない書き方ができます。

昭和24年に内閣告示として行われた「当用漢字字体表」以前の印刷文字においては、通常、「者」「都」にも「箸」「賭」と同様に点がありました。しかし、当用漢字字体表で点画の整理や統合が行われた結果、当用漢字表に含まれた「者」「都」の点は省略されました。ただし、当用漢字表に採用されていない漢字については、特に手当てが行われず、昭和56年の常用漢字表でもそれは同様でした。

その後、平成12年に国語審議会が「表外漢字字体表」を答申し、常用漢字表に入っていない漢字を印刷で用いる際の標準の字体（印刷標準字体）を定めました。その際には、調査に基づき、それぞれの漢字について、実際に世の中で最も多く用いられている字体を選ぶこととし、結果として、「表外漢字字体表」には、「箸」「賭」も含め、主に康熙字典体が採用されたのです。そして、平成22年の常用漢字表の改定に当たって「箸」「賭」が追加された際にも、「表外漢字字体表」の字体がそのまま採用されました。

以上のような経緯があり、常用漢字表の表内において、「者」「都」と「箸」「賭」では、点の有無という違いが生じています。印刷文字においては、それぞれの字体を用いることとされていますが、「箸」「賭」を手書きする際には、点を付けないで書いても構いません。

なお、「者」「都」に点の付いた字体は、いわゆる康熙字典体として扱われるため、印刷文字においても、手書き文字においても、現在は用いないのが一般的です。

〈42〉電子辞書で「補填」という言葉を調べようとしたら、常用漢字表の「填」とは違う「填」という形が出てきました。どうしてこういうことが起きるのでしょうか。また、手で書くときにはどちらを書けばいいのでしょうか。【JISコードとの関係】

A 情報機器に搭載されている文字コードの制約によるものです。古い機器では、「填」が使えない場合があります。手で書く場合は、どちらで書いてもかまいません。

これは、情報機器に搭載されている文字コードの制約によるものです。新しい情報機器では、「填」と「填」が共に使えるようになっていますが、現在のところ、まだ改められたJISコードを搭載していない情報機器も流通していますし、「填」の方が呼び出しやすくなっていることが多く、質問のようなことが起きています。

JISコードが初めて制定されたのは昭和53年（1978年）です。その後、昭和56年（1981年）には常用漢字表が内閣告示として公布されされます。この常用漢字表では「常用漢字表

に掲げていない漢字の字体に対して、新たに、表内の漢字の字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題については、当面、特定の方向を示さず、各分野における慎重な検討にまつこととし」（国語審議会答申「常用漢字表」昭和56年3月23日）、常用漢字表に入っていない漢字（以下、表外漢字という。）の字体については、その目安を定めることを保留していました。その後、昭和58年（1983年）にJISコードが改定された際に、表外漢字の字体がいわゆる康熙字典体とは異なった字体に変更されました。「填」もそのうちの一つで、「填」という字体に変更されました。

その後しばらくの間、書籍には「補填」が使われているのに、コンピューターなどの情報機器には「補填」しか出てこないという状況が続き、社会問題化します。この混乱を解決するために、国語審議会が平成12年（2000年）に「表外漢字字体表」を答申として取りまとめ、印刷文字における標準の字体を決定しました。その際には「填」という字体が採用されます。おって、JISも平成16年（2004年）に改定され、「填」という字体を追加しました。現在は「表外漢字字体表」の印刷標準字体が情報機器においても使用できるようになっています。

平成22年の常用漢字表の改定で追加される際には、表外漢字字体表に従って「填」が通用字体として採用されています。漢字を手書きする場合には「填」と書くこともできますが、印刷文字としては「填」が通用字体となります。ただし、現行の常用漢字表の「表の見方及び使い方」の「付」には「情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の通用字体とは異なる字体（通用字体の「頬・賭・剥」に対する「頬・賭・剥」など）を使用することは差し支えない」とあり、当面は「填」とともに「填」が用いられる状況も続くと考えられます。

〈43〉パソコンのモニターに出てくる漢字の中に、画数が足りないものがあるような気がします。どういうことでしょうか。【いわゆる間引き字体】

A 情報機器の画面の解像度の制約によって、便宜的に用いられているものです。

情報機器の画面の解像度は、必ずしも高くないので、縦画や横画の多い漢字の点画を全て表現できない場合があります。そのような場合には、便宜的に点画を省略した字形を示すことがあります。

ワープロ用ソフトやメール用ソフト、またウェブページを表示するブラウザソフトでも、点画の略された字形が表示されている場合がありますが、もともと知っている漢字であれば、点画が抜けていても瞬間的にその字として認識されるため、ふだんはなかなか気付きません。

ただ、初めて見た字やあやふやに覚えている字では、略された点画のある画面上の文字の字形をそのまま書き写したりすることも考えられるため、注意が必要です。

〈44〉「牙」という字は「芽」の下の部分のように書いてはいけないのですか。また、その反対はどうですか。【「芽」などと「牙」】

A 一般的には、どちらも問題ありません。ただし、画数が変わるので、「芽」という字を小学校で教える場合には、「牙」の形に書くことまで教えないのが一般的です。

「牙」を「芽」のくさかんむりの下の部分と同じように書いても問題ありません。これは、「牙」の明朝体に「特定の字種に適用されるデザイン差」が適用されており、「芽」の下部分と同様のものもデザイン差として認められていることと対応します。

ただし、「芽」については、下の部分が4画の「牙」の字体は、デザイン差として明示されていません。また、小学校では「芽」の下部分を5画で書くように学習しますから、画数が変わってしまう「くさかんむり」＋「牙」の書き方は認めにくいでしょう。一般的には、「芽」の下部が「牙」の形で書かれていても、誤りであるとまでする必要はありませんが、両者の字体が使い分けられていることは意識しておく必要があるでしょう。

(2)いろいろな書き方があるもの

〈45〉例えば「糸」の1，2画目や「衣」の4画目などについて、手書きするときにも、明朝体のような折り方で書いたり、「しんにゅう」を明朝体のように「讠」の形で書いたら誤りですか。明朝体のように書いてもよいのだとすると、それぞれの漢字の画数は変わるのでしょうか。【明朝体どおりの手書き、折り方等】

A 明朝体の形のとおり到手書きされた文字を誤りであると言えませんが、より自然な書き方を学ぶことが望まれます。また、明朝体のように書いても、画数は変わりません。

明朝体のとおり到手書きされても、字体を見誤ることはないのです、誤った字であるとまでは言えないでしょう。しかし、「糸」や「衣」、しんにゅうの漢字などについては、筆写の楷書として、より自然な書き方があることを知っておく必要があります。

特に、明朝体の形のまま書くと、画数が変わるように見える漢字があります。明朝体の画数は手書きの際の画数と異なっているわけではなく、2画に見えても1画とみなすのですが、漢字の習得の段階では混乱しないような配慮が必要でしょう。また、漢字字典を画数から引くような場合にも、この点には注意が必要です。

ただし、次のようなものについては、折り方の表現が明朝体に似ているように見えますが、全て1画で書かれたものであり、筆写の楷書としても適切な書き方と言えるでしょう。

糸糸糸 衣衣衣

なお、例えば「糸」という漢字については、昭和の50年代初めまでの小学校国語の教科書で、次に示すような教科書体が用いられていた例があります。教科書体は筆写の楷書を基に作られた印刷文字ですから、そのまま手書き文字の手本として考えられることもあります。

糸 糸 糸 糸 糸

このような字形で漢字を手書きすることを学校教育で学んできた人たちが、現在も社会生活を送っています。ですから、1画が2画に見える明朝体のような書き方を誤りであると断じるわけにはいかないでしょう。活字のとおり到手書きされたものについても、字体を見誤ることがなければ誤りとせず、それとは別に、筆写の楷書としてよりふさわしい字形を学ぶ機会を提

供するというのが、穏当な考え方であると思われます。

〈46〉「八」という字の2画目に、屋根のような部分がある場合がありますが、これは手書きするときにも書くべきですか。【明朝体どおりの手書き、「筆押さえ」等】

A 手書きでは書かないのが一般的です。明朝体の筆押さえのとおり書くのは不自然です。

明朝体をはじめとする印刷文字に見られる屋根のような部分は、「筆押さえ」などと呼ばれ、活字のデザインにおける装飾的な要素です。元々筆の勢いをデザイン的に表現したものではありますが、飽くまでも、印刷文字における字形の特徴であり、手書きの際に書く必要はありません。ただし、書いてあるからといって、誤りであるとまでは言えないでしょう。

ほかにも「芝」や「乏」などの手書きでも、筆押さえが強調されて書かれることがあります。これらについても、「八」と同様に考えられます。

〈47〉「子」という字は、活字では縦の画が直線になっていることに気付きました。手書きでは、縦の線を曲げて「𠂔」のように書きますが、どちらでもいいのですか。【明朝体どおりの手書き、曲直】

A 手書きでは緩やかに曲げるように書くのが一般的です。

手書きでは緩やかに曲げるように書くのが一般的ですが、明朝体をはじめとする印刷文字では、縦画を直線的に表現します。これも、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間の習慣の違いです。ほかに、「手」「了」などがあります。

子ー 𠂔 手ー 手 了ー 了

手書きする際に活字のとおり直線で書かれていたとしても、その字であるかどうか判断できないわけではありませんから、誤りであるとは言えません。

〈48〉常用漢字表の「しんにゅう」の字には1点のものと2点のものがありますが、これらを手書きするときにも、点の数は書き分けないといけないのですか。【手書きにおけるしんにゅうの点の数】

A どちらの場合も1点で書くことができ、常用漢字表はその書き方を勧めています。ただし、印刷文字の通用字体が2点のものを2点で手書きしても、誤りとは言えません。

常用漢字表の表の見方及び使い方には「𠂔」も筆写では「𠂔」と同様に「𠂔」と書くことが説明されています。また、「改定常用漢字表」（文化審議会答申）の「I 基本的な考え方」には、「しんにゅう」の印刷文字字形である「𠂔／𠂔」に関して付言すれば、どちらの印刷文字字形であっても、手書き字形としては同じ「𠂔」で書くことが一般的である、という

認識を社会全般に普及していく必要がある。」との記述もあります。

ただし、戸籍などにおいては、個人の特定という観点から、1点のしんにゅう「讠」（「讠」）と2点のしんにゅう「讠」（「讠・讠」）との使い分けが行われることがあります。2点しんにゅうの漢字を「讠・讠」のように書いたものを誤りとすべきではありません。

〈49〉書写の楷書の手本を見ていたら、「天」の下横画の方が長い字や、「幸」の1番下の横画が一つ上よりも長い字などがありました。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。【長短】

A そのような書き方をしても問題ありません。

手書きの楷書では、下記のような書き方をすることがあります。

天 天 幸 幸

「天」や「幸」だけでなく、点画における長短の違いが漢字の判別に関わらない場合には、それを誤りであるとは言えません。一方、「末」と「未」や「土」と「土」のように、点画の長短が入れ替わることによって別の字になってしまうような場合には注意が必要です。

〈50〉「冒」の「日」と「目」の幅を、上下逆に書いたら間違いですか。【長短】

A 余りにも不自然なものは、その漢字としての骨組みを読み取れないので、誤りであると判断されます。

この場合は、不自然であり、他の漢字の字体と見間違えるおそれもあります。こうした極端な例については、誤りであると判断されても仕方ないでしょう。

昌

常用漢字表には、「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」の一つとして、「長短に関する例」が挙がっています。「冒」の上部と下部の幅について、この「長短に関する例」の一つとして考えた場合、例えば、上下の幅の差が小さくなったり、同じくらいになる場合には他の漢字と見間違えることは少ないと考えられますが、はっきりと上部よりも下部の幅が大きいうように書かれていると、「冒」としては読み取りにくく、「昌」（人名用漢字）などと間違えられるおそれがあります。このような極端な例については、その漢字としての字体の枠組みを外れてしまい、その漢字として認めがたいものとみなされることが考えられます。

〈51〉「比」や「化」の右側の横画は、左から右にとめるように書いても、右から左にはらうように書いてもいいのですか。【方向】

A どちらで書いても問題ありません。

かつては、「比」や「北」では左から右に書いてとめる、「化」や「花」では右から左にはらう、という習慣がありましたが、明朝体では、いずれの字もはらうようにデザインされることが多く、現在は手書きする際にも、それぞれどちらの書き方もあるというのが常用漢字表の考え方です。

なお、それぞれの漢字の終筆についても、手書きの楷書では「比」「北」などはとめる書き方、「化」「花」などははねる書き方をするという習慣がありましたが、現在は、それぞれどちらの書き方をしても誤りであるとは言えません。

〈52〉「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」に、横画が右の縦画から離れている「月」が例示されていますが、1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。【つけるか、はなすか】

A 手書きの楷書では、そのような書き方をすることがあります。

漢字辞典によっては、横画が右の縦画から離れている「月」を旧字体とする例がありますが、そのような書き方をしても問題ありません。「字体についての解説」にも、つけるか、はなすかについて、「月」の3、4画目の横画が右の縦画から離れている形が次のように例示されています。

月 ー 月 月

不自然なほどに離れている場合を除いて、筆写の楷書では、問題のない書き方です。これは「月」のほか、「日」「目」「田」「ヨ」などの構成要素を持つ漢字について、同様に考えることができます。

ただし、「日」を上記のように書くと、表外漢字の「𠂇」（えつ・いわく）と似た形になるなど、注意が必要な場合もあります。

〈53〉「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」には挙がっていないものに、「口」や「月」などの1画目と2画目が離れているような書き方があります。1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。【つけるか、はなすか】

A 手書きの楷書では、そのような書き方をすることがあります。

不自然なほどに離れていなければ、そのような書き方をしても問題ありません。

口 月 田 用

これは「口」や「月」のほか、「日」「目」「田」「用」「国」などの構成要素を持つ漢字をはじめ、多くの漢字について、同様に考えることができます。

〈54〉「言」の1画目と2画目と「玄」の1画目と2画目とを、同じように書いてはいけな
いのでしょうか。また、「言」の1画目を左上から2画目に接するような形で書くのは
どうでしょうか。【方向、つけるか、はなすか】

A いずれの書き方も問題ありません。

「言」は現代の慣用として「言」の形で書かれることが多いですが、なべぶた（「一」）やま
だれ（「广」）と同じような書き方をしても、あるいは、明朝体のように書いても、問題はありません。
これらの書き方は「字体についての解説」にも次のように例示されています。

言 一 言 言 言

また、1画目が左上から斜めの画で書かれている場合に、2画目と接していたとしても、さ
らには、「ノ」のように右上から斜めの画で書かれていたとしても、別の字とみなされるよう
なことはありませんから、誤っているとまでは言えないでしょう。

〈55〉「白」や「自」という漢字の1画目の「ノ」が「日」や「目」と接触する位置は、決
まっているのでしょうか。例えば、左の縦画の先端に接触するように書いたら誤りで
すか。【接触の位置】

A 厳密に決まっているものではありません。そうした接触の位置は、正誤の判断の基準にな
りません。

例えば、接触の位置について、以下に挙げるような例は、いずれも問題のないものです。

白 白 白

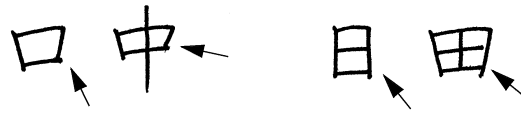
このような接触の位置については、余りにも不自然なものはともかく、漢字の判別に関わら
ないような違いをもって、誤りであると考えるのは行き過ぎでしょう。

〈56〉「口」の右下の部分と、「日」の右下の部分では、画の接し方が違うと聞きました。
手書きするときには、書き分けなくてはいけのでしょうか。【接触の仕方】

A 必ずしも書き分ける必要はありません。

ただし、下にしたように、「口」のような形を書くときの習慣として、「口」や「中」のよ
うに、2画目のすぐ後に下部の横画を書く場合には、縦棒の下に付いて、少し外に出るように
最後の横画を書き、「日」や「田」など、2画目の後に、別の画を書いてから下部の横画を書

く場合には、2画目の終筆より少し上のところに付くように最後の横面を書くという習慣があり、そのように書かれていた方が、より整った文字であるとみなされる場合があります。



このような書き方は、筆法上の慣用ですから、より美しく整った文字を書くという点で意味がありますが、それが満たされていないと誤った字になるという条件には当たりません。

〈57〉「就」という字の右側は「尢」のように書かないといけないのでしょうか。【接触の仕方。就，蹴など】

A むしろ、不自然な書き方です。本来は「尢」のように書くものです。

本来は、むしろ「尢」のように書く方が不自然なのですが、近年、このように書かないと誤りであるという誤解が広がっています。

これは主として、筆写の楷書を基に作られた印刷文字などにおける始筆の筆押さえが横面であると捉えられてしまうことによって生じている誤解です。本来的には「尢」のように、あるいは軽く接する程度の形で書くものであり、正誤の判断を行う際には、注意が必要です。

なお、筆押さえが大きくなってしまっているような字形についても、誤りであるとまで考えるのは行き過ぎでしょう。

同様に考えられる字に「蹴」「沈」「枕」「既」「概」などが挙げられます。

〈58〉「木」や「林」，「数」や「枚」などの最後の画は、はらって書くのが普通だと思いますが、押さえてとめるような書き方を見ることがあります。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。【はらうか，とめるか】

A そのような書き方をしても問題ありません。

上記のような漢字の最終画を書く際に、右側に空間が十分にある場合には、はらう書き方をする方が多いと考えられますが、とめるような書き方をしても問題はありません。



例えば、縦書きをするような場合には、最後の画が書かれた後に、筆記用具が次の漢字の始筆に向かうような場合があります。そのときには、大きく右に払うのではなく、最終画の終筆をとめて書くことで、次の文字の始筆に入りやすくなるようなこともあります。このような書き方をしているものを誤りとみなすのは行き過ぎでしょう。

〈59〉「因」という字の「大」の3画目や「困」という字の「木」の4画目をはらうように書く人ととめるように書く人がいます。どちらでもいいのですか。【はらうか，とめる

か（狭いところ）】

A どちらで書いても問題ありません。

恩 恩 困 困

「因」の「大」や「困」の「木」に限らず、単独の場合には、はらって書くような形が、狭い部分にあるような場合には、終筆をとめて書く習慣があり、そのような書き方の方が一般的と言えます。「因」や「困」のほかに、次のような漢字も例として挙げられます。

矢 矢 医 医 季 季

こうした手書きの字形間の違いと同様のものは、次のように、明朝体におけるデザイン差としても見られることがあります。

医 医

ただし、狭いところにあるのにはらうように書いたら誤りだということではありません。どちらの書き方も、正誤を左右するような字体の違いに当たるものではありません。

〈60〉「十」の2画目をぬくように書いた字を見ることがありますが、本来はとめるべきではないでしょうか。【とめるか、ぬくか】

A どちらで書いても問題ありません。

十 十

明朝体では、縦画の終筆は原則としてとめるように表されます。また、筆写の楷書に倣っている教科書体も同様です。ふだん見慣れている印刷文字がとめた表し方になっているために、ぬいてはいけないと感じる人もいますが、最終画となる縦画においては、どちらも適切な書き方です。ほかに、次のような漢字も例として挙げられます。

許 許 布 布 都 都

また、漢字の最終画だけでなく、漢字の構成要素の最後に書かれる縦画でも同様のことが言えます。次のような漢字が例として挙げられます。

戒 戒 連 連

いずれの書き方をしているものも誤りではありません。

〈61〉「字体についての解説」には「牛」の縦画をとめた形で書いてもはねた形で書いてもよいことが例示されていますが、「才」をはねないで書くのは誤りでしょうか。【はねるか、とめるか】

A 誤りであるとまでは言えません。

「てへん」の縦画の終筆をはねないで書いても、字体を見誤ることはないので、誤った字であるとまでは言えないでしょう。

「干」という漢字をはねて書くと「干^う」という別字になります。これは、とめているかはねているかによって、別の漢字として判別される例です。しかし、「折」と書いても「折」と書いても、他の漢字として読み間違えられることはありません。そのように、漢字の判別に関わらないような違いをもって、正誤を決めることはないというのが常用漢字表の考え方です。

ただし、「てへん」に関しては、筆の運びからすればはねる方が自然です。また、戦後の教科書には、はねていない「てへん」が用いられている例がないなど、はねた形で書く方が慣用として定着しています。そういった点を踏まえると、はねた「てへん」の方が整った書き方として受け入れられやすいとも考えられます。当指針では、こうした点に配慮し、2章と付2の字形比較表には例示していません。

しかし、はねの有無などの細かい差異が漢字の字体の違いにまで及ばないような場合には、それを正誤の判断基準にすべきではないでしょう。特に、不特定多数の受験者を対象とした入学試験や採用試験、検定試験等においては、漢字の字体の違いにまで及ぶ場合を除いて、はねの有無を正誤の基準にはしないという考え方に基づいた評価がなされるべきでしょう。はねていないてへんの字であっても、誤りであると断じることはできません。同様の漢字には次のような例があります。

寸寸 手手 丁丁 月月
力力 可可 不不 犴犴

〈62〉「空」のあなかんむりの5画目は、活字のようにはねて書いてはいけないのですか。
【はねるか、とめるか、はらうか】

A 明朝体のようにはねる形で書いても問題ありません。

「字体についての解説」には、あなかんむりの書き方として、明朝体のようにはねる書き方を含む三つの例が次のように示されています。

宀 一 宀 宀 宀

楷書の習慣としては、とめる形の方が一般的とも考えられますが、これらは、いずれも誤りではありません。

〈63〉「女」という漢字は、単独で使うときと、おんなへんで使うときとで書き方に違いがあるのでしょうか。【単独の字と部品になった場合の字形差】

A 書き方に違いが生じる場合がありますが、必ずそうしなくてはならないわけではありません。

印刷文字におけるおんなへんは、下記のように、「女」の字形と違うことが多いので、全く別の書き方をしなくてはならないと考える人もいます。

女 好 姉 妹 姓

しかし、これは印刷文字のデザインの問題であり、おんなへんを手書きする際に、明朝体のように書く必要はありません。次に挙げるような例は、いずれも問題のない書き方です。

好好好 姉姉姉

〈64〉私の姓には「戸」という字が使われており、以前から1画目を点で「戸」のように書いています。市役所で住民票をとったところ、1画目が横画「戸」になっていました。これは、私の姓の漢字と違うのではないのでしょうか。【点か横画か】

A 両者は同じ字体を持つ漢字です。手書きの楷書ではいろいろな形がありますが、明朝体では「戸」の形が一般的です。いずれも、同じ字とみなされます。

「字体についての解説」には、手書きの字形として三つの例が次のように示されています。

戸 — 戸 戸 戸

手書きでは、1画目を点で書くことがありますが、明朝体では横画になっているのが一般的です。点にする書き方は手書きの習慣特有のもので、印刷文字の形とは一致しませんが、両者は同じものとして考えられます。

〈65〉「曾」の上の部分「八」のようにして「曾」と書いてはいけませんか。【簡易慣用字体が通用字体となった漢字の扱い】

A 他者とのコミュニケーションに用いる字体としては、「曾」の形を用いるのが穏当です。

平成22年の常用漢字表の改定では、追加字種のうち「曾」「瘦」「麵」の3文字については、「表外漢字字体表」（平成12年 国語審議会答申）の「印刷標準字体」（「曾」「瘦」「麵」）ではなく、「簡易慣用字体」が通用字体として採用されました。したがって、現在は、印刷文字においても、また、一般の社会生活における漢字使用や教育においても、原則として「曾」「瘦」「麵」の字体が用いられます。常用漢字表における「曾」「瘦」「麵」の字体は、「いわゆる康熙字典体」として括弧内に入れて示されました。

したがって、「曾」「瘦」「麵」の3文字については、今後、印刷においても、手書きにおいても、名字などを除いては、この字体を目安として、社会で広く用いていくことが望ましいと考えられます。